平成２９年（フ）第４４号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺134番地カルム・雅202
債務者　佐伯　　創
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５５号
香川県丸亀市三条町569番地18
債務者　高木由美子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２１号
福岡県大牟田市鳥塚町13番地10　鳥塚ハイツ201号
債務者　徳永　隆介
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第８４号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷133番地１　三井アパート202
債務者　田川　信幸
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９５号
長崎県長崎市さくらの里２丁目４番32号
債務者　岩永　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
長崎県佐世保市牧の地町10番地７、前住所長崎県佐世保市中里町497番地
債務者　徳久　竜次
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
長崎県佐世保市崎岡町971番地３　崎岡住宅Ｅ棟101号
債務者　井手由香里
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
長崎県佐世保市日野町1947番地20、前住所長崎県佐世保市小佐々町楠泊993番地　楠ヶ丘住宅Ｃ－301
債務者　吉浦　公子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
静岡市駿河区南町６－22　ニストン南町406号、住民票上の住所名古屋市港区船頭場３丁目149番地
債務者　木村　圭一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１号
静岡市駿河区中田本町50番１－207号
債務者　小野　　亮
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０７１号
神奈川県大和市西鶴間３丁目11番27号　レジデンス・Ｔ・鶴間205号
債務者　鮫島　弘次
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５６号
東京都小金井市東町５丁目３番23号清明荘102
債務者　正田　元宏
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
栃木県佐野市富岡町1633番地　テルトＡ201
債務者　桑子　秀一
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３６号
栃木県佐野市吉水駅前１丁目24番地５
債務者　平田　明美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４３号
愛知県豊川市西島町薮下55番・56番合併地
債務者　神田　仁美（旧姓佐藤・近藤）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第９２８号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸13番30－８号　アンプルール・フェール・プラージュ101
債務者　岡田　武臣
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部